

出入国在留管理政策懇談会（第7回） 議事録

開催日時：令和7年9月29日（月）

午前9時57分から午後0時10分まで

於：法務省5階会議室

〔出席委員〕

野口座長、明石座長代理、加藤委員、川村委員、清田委員、近藤委員、佐久間委員、佐野委員、四方委員、富高委員（漆原日本労働組合総連合会労働法制局長代理出席）、堀内委員、増子委員、結城委員、ロペズ委員

〔出入国在留管理庁側出席者〕

丸山長官、内藤次長、加藤審議官、君塚審議官、礒部出入国管理部長、福原在留管理支援部長、白井総務課長、菱田政策課長、安東参事官

1 開 会

○事務局 これより、出入国在留管理政策懇談会第7回目会合を開催いたします。

本日は御多忙のところ、本懇談会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

第7回会合の議題は三つございます。一つ目は、永住許可制度の適正化について、二つ目は、高度外国人材の受入れについて、これら二つの議題につきましては、それぞれ当庁から資料に沿って説明をさせていただき、その後、委員の皆様にご意見交換を行っていただきます。そして最後に、外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理について、当庁から報告させていただきます。

配布資料といたしましては、永住許可制度の適正化、高度外国人材の受入れについて、外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理の概要、本文、別添に加えまして、会合資料における補足資料及び事前に各委員の皆様から提出いただきました御意見とさせていただいており、お手元のタブレット端末から御覧いただけます。

閉会は12時とさせていただきます。

本日、佐野委員及びロペズ委員におかれましてはオンラインで出席いただいております、富高委員の代理として、日本労働組合総連合会から漆原労働法制局長にお越しいただいております。また、岡部委員及び片岡委員におかれましては御欠席です。

それでは、これ以降の議事進行を野口座長に行っていただきます。野口座長どうぞよろしくお願いいたします。

2 永住許可制度の適正化について

○野口座長 はい、承りました。

野口でございます。委員の皆様には本日もお忙しい中、対面で、またオンラインで御参加を頂いておりますこと、誠にありがとうございます。

本日の議題は、永住許可の適正化、高度外国人材の受入れについての議論と、また、外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理について、入管庁から御報告を頂くということになっています。

議論を始める前に一つだけ、私の方から述べさせていただきたいと存じます。

出入国と在留の管理、コントロールについて定める入管法という法律は、もともと管理の法ということで政策中立的な法律ではありますが、ただ、そのうち在留資格について定める部分には、とても政策的な事柄が含まれていると言えるように思います。

在留資格は政策的な事柄だと申し上げる意味は、在留資格の設定によって、どのような方が日本に入国し、どのように在留できるのかが決まるということ、つまり、日本国籍をもたない方の受入れ、滞在、共生の方向性について定める政策そのものになるということです。在留管理の在り方を論じる場合にはこの点を念頭に置き、政策の全体像の中で、一つひとつの資格ごとに在留管理の在り方について論じなければならないと思います。本日の議論に引き戻すとすれば、「永住者」と「高度専門職2号」はいずれも法務省令の別表上、在留期間が無期限とされている点で共通する面がありますが、前者が善良な素行と適切な滞在状況を理由に在留状態を継続させ続けるということで与えられる、言わば静的なスタティックな資格であるのに対し、後者は、我が国の学術研究や経済の発展へ寄与する人材であることを理由に、そのような人材の流入と定着を見込んで与えられる、言わば動的なダイナミックな資格と言え、その意味で対照的な在留資格とも見えます。

本日の議題は、これら「永住者」と「高度専門職」という在留資格について、有識者の皆様の御意見を頂くものということになると思います。委員からは、事前に既に多数の御意見を頂いているところですが、ここまでのやりとりの中で、頂いた御質問や御疑問が全て解消し切れていないかもしれませんので、事務局に御用意いただいている特に議論したい事項は意識しつつも、提出意見の再提出も含めて、幅広い観点から御意見を頂きたく存じます。

進行の大まかな予定といたしましては、事務局からの御説明も含め、議題1について60分程度、議題2について50分程度、最後に、有識者勉強会の成果の御報告について10分程度ということで考えております。

それでは、まず一つ目の議題である永住許可の適正化について、安東参事官から御説明をお願いいたします。

○安東参事官 おはようございます。在留企画担当参事官の安東です。よろしくお願いいたします。

永住許可制度の適正化について御説明します。

資料をまずおめくりいただいて、1ページ目です。

中ほどに法改正の概要を書いていますけれども、永住許可制度の適正化は、令和6年の通常国会において成立した入管法の改正により設けられたもので、法改正の概要にありますとおり、これまで永住の許可のガイドラインで示されていた納税など、公的義務を履行していることなどの事項を永住許可の要件として法律上明記し、そして、取消事由にそれら永住許可の要件を満たさなくなる場合を追加、また永住者については、日本

への定着性があることに配慮して、職権による在留資格の変更規定を設けるとともに、国又は地方公共団体の職員が取消事由に該当すると思料する者を知ったときに、通報することができる規定を設けたものです。

今日御議論いただきますガイドラインにつきましては、入管法改正案の採決に際しまして、国会の衆議院と参議院の法務委員会において決議された附帯決議において、ガイドラインを作成周知し、慎重な運用に努めることとされたことを受け止めまして、政府として、令和9年4月の施行に向けて、当該決議事項を踏まえたガイドラインの作成作業を進めているところでございます。

次をおめくりください。2ページ目です。

2ページ目は、先ほど概要を説明した永住許可制度の適正化に係る改正法の関連条文です。なお、中ほどの在留資格の取消しの第22条の4の柱書きを御覧になればと思うんですが、難民認定や補完的保護の認定を受けた者、この括弧書きに書いている者には在留資格の取消し制度は適用されていませんので、本改正で追加された取消事由の当然対象外でもあります。

次をおめくりください。

3ページ目は、法改正の目的とガイドラインの策定の経緯を記したものです。永住許可を受けた外国人の中には永住許可申請時にまとめて税や社会保険料の支払をする者がいたり、また永住許可後に期間更新などの在留手続がないことから、公租公課の支払をしないとといった事案があるとの指摘がある中で、現在多くの国民が外国人問題に関しまして不満や不安、不公平を感じているという状況の中で、この不満、不安、不公平感をなくしていく取組は、これから外国人との共生社会を実現していくために必要な施策だと思っております。

下の方の参考1に書いていますが、先ほど御紹介した附帯決議です。附帯決議においては、「永住者に対する取消し及び職権による変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること」とされています。政府としましては、この附帯決議を踏まえ、現在ガイドラインの作成作業を進めているところでございます。

次をおめくりください。4ページ目です。

4ページ目に記載されているこれらの検討事項、ガイドライン作成に当たって、現在我々が考えている検討事項です。赤字で記載されています3項目が、本日委員の皆様から特に御意見を賜りたいと考えている項目です。

次をおめくりください。

5ページと6ページは、ガイドラインの策定の趣旨、目的や盛り込むべき事項に関する国会審議の状況を、参考までに載せているものです。7ページを御覧いただけますか。

7ページは、本日御意見いただきたいと考えています、「故意に公租公課の支払をしないこと」の考え方でございます。これをガイドラインで示していきたいと考えている

ものでございます。国会における政府答弁や本規定の立法趣旨、右に書いていますけれども、取消事由につきましては、単に公租公課の支払をしない事実があるのみならず、限定したいという趣旨を踏まえて、あえて故意という文言を付しまして、国会答弁で述べました、「支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないこと」というのが、この公租公課の支払をしないということの我々の解釈とした上で、中段にありますけれども、判断要素の考え方とありますとおり、「やむを得ない事情がないこと」だったり、支払義務を認識していること、支払能力がありながら支払わない能力があることをなどをその判断要素として、取消事由に該当するかどうかを判断していくという旨をガイドラインに示したいと考えております。

なお、中段の括弧の注書きでお書きしておりますけれども、法解釈上、永住許可以降の過去の滞納につきましても、過去の滞納時点で今述べました取消し要件に該当している場合ですと取消事由に該当します。これは法解釈上どうしようもないところですが、しかしながら、過去の滞納が後に述べますような悪質なものでなければ、その後に滞納を解消して良好に在留しているような状況の場合についても、必ずしも通報する必要はないと我々考えておりますので、今後どのような場合に通報が不要か、公租公課の制度所管省庁や地方公共団体の意見を聞きながら、具体例をお示ししたいと考えております。

次に、8ページをおめくりください。

8ページは、これも御意見いただきたいと考えております通報の判断の考え方です。資料の上部に「関係省庁と要調整」と記載させていただいていますが、実際に通報する側である公租公課を所管する関係省庁との間では、本懇談会で頂いた意見を踏まえて、今後詳細を調整していくということになっております。その意味で、関係省庁と要調整と記載させていただいたものです。本通報は義務規定ではありませんので、最終的には通報する側が通報するかどうかを総合的に判断することとなります。一方、通報する側、特に地方公共団体が通報を判断する際に、どのようなことに留意して通報を判断したらよいのかなどについて、ガイドラインとしてお示ししたいと考えています。

現在考えているのが、中ほどにあります、「一連の徴収手続の中で把握した事実から、「故意に公租公課の支払をしないこと」の判断要素のいずれにも該当すると思料された」場合に、通報していただければと考えております。また通報相当、通報不要の具体例についても以下のように考えておりますが、この具体例につきましても、当然これに限るものではないと考えておりますので、本日委員の皆様からの御意見や、今後関係省庁や地方公共団体の意見を踏まえながら、より具体例を充実していきたいと考えております。

次の9ページおめくりください。

9ページは、職権変更する場合、在留を認めないとして取り消す場合の判断の考え方についてです。左上の四角のところに書いていますベン図ですけれども、各々公租公課の支払をしない人、故意に公租公課の支払をしない人に該当すると思料されることで通報される人、実際入管での手続で取消事由の該当性を認定し職権変更される人、そして実際に取り消される人の関係性を示したものです。

御覧のとおり故意という文言を追加することで、公租公課の制度や支払義務を知らな

かったために、単に支払わなかった人の中で、実際に取消事由に該当されと思料される人は少なくなると考えています。また、取消手続においては、事実の調査で各種資料を収集するほか、本人から意見聴取手続を行いまして取消手続を進めます。意見聴取などの結果、「引き続き在留することが適当でないと認める場合」には、在留資格を取り消すことになりますが、そうでない場合には在留資格を取り消さず、法務大臣の職権で他の在留資格への変更をすることになります。ほとんどの永住者は定着性があると思われるので、その場合には、原則定住者へ変更することになると考えています。

実際に在留資格を取り消すことが想定される場合としましては、「今後も支払う意思がないことが明らか」であることであったり、「不払の態様について、滞納回数、滞納額、滞納期間等が社会通念上看過しがたい場合」などについてを想定しています。これらの判断に関しての詳細につきましては、公租公課については様々なものがありますので、具体的な数字で示すことは難しいと思っております。いずれにしましても、これから公租公課を所管する所管省庁だったり地方公共団体と相談しながら、できるだけ分かりやすい形の具体例なガイドラインを作成していきたいと思っております。

最後10ページです。これはスケジュールについてお示したものです。

本日の政策懇談会が終わった後に、地方公共団体や当事者である永住者の多い国籍の団体や在京大使館などに、私どもの考えを御説明し、御意見を賜りたいと考えております。私どもとしては、本日の政策懇で頂いた意見や地方公共団体や関係者の意見も踏まえながら、ガイドラインの素案を作成していきまして、そして、来年の夏頃にガイドラインについてパブリックコメントを行い、秋頃にはガイドラインを確定し、運用開始までの間、先ほどあった附帯決議を踏まえて、ガイドラインの内容の周知や公租公課の公的義務を履行することの必要性について、様々な形で外国人本人や関係者の皆さんへ御理解いただけるよう取り組んでいきたいと思っております。

以上、事務局から説明でした。よろしくお願いいたします。

○野口座長 ありがとうございました。

続きまして、意見交換のお時間とさせていただきます。存じます。

なお、事前に御提出があった御意見につきましては、机上のタブレット端末で確認できるようになっておりますので、そちらも適宜御参照いただければ幸いです。

それでは、御発言のある方は挙手、又は名札を立ててお知らせいただきたいと思います。オンラインで御出席の委員におかれましては、挙手機能でお知らせいただくか、マイクをオンにして、お声掛けいただければと思います。

発言の際には、恐れ入りますが、オンラインでの御出席者にも分かりやすいように、お名前の後に各々の御意見を御発言いただけますようお願い申し上げます。

今日、検討事項、赤になっているところが中心かと思うのですがけれども、冒頭に申し上げましたように、広い観点から御意見いただければと思いますし、また緩やかに二つに分けるとすると、三つのうち、上と下、故意に公租公課の支払をしないのかの考え方と、あと職権変更、取消しの判断の考え方は結び付いているので、一緒がいいかなと思いますが、通報はややちょっと局面の異なる話であると思っておりますので、少し、二つに分けていくのはどうかと思っております。

それではいかがでしょうか。

ありがとうございます、近藤委員。

○近藤委員 近藤です。意見書を出している順に読みますが、難民条約との関係で、難民として認定されて定住者になった、その人がその後永住者となった場合は、今度もし職権で在留資格を変えたとしたら、「定住者」とか「日本人の配偶者等」とか「永住者の配偶者等」という、生活保護の受給可能な在留資格であれば、難民条約23条の公的扶助との関係で問題はないんですが、取消し（在留不可）となってしまうと難民条約違反、また、その人を結局退去強制ではないけれども、事実上退去強制のような形になるので、ノン・ルフールマン原則に反すると思います。

補完的保護の場合は、条約が直接関係はしていないんだけど、難民に準ずるという話なので、結局同じような扱いになるとするならば、要するに、取消し（在留不可）というのは、こういう場合の人にはないとなるのかどうか、必ずさっき言ったような在留資格に変えるのかどうかということです。

また、類似のものとして、自由権規約12条4項の自国に戻る権利の自国というのは、自由権規約委員会の見解によれば、国籍国よりも広くて、長期の在留期間、密接な個人的家族的つながり、在留目的、その種のつながりが他のどこにもないことなどの考慮で決まる。少なくとも日本生まれの永住者、いわゆる二世や三世などの場合に、取消し（在留不可）とすると、これも自由権規約12条4項違反に当たるかと思いますので、これらの人にも、要するに他の在留資格に変えるという選択肢以外はないのかどうかというのが一つの疑問です。

二つ目は、やむを得ない事情がないことという表現を使っていることは、この入管法22条の4の在留資格の取消しにおいて、他の条項で正当な理由がある場合を除くという表現が度々用いられており、そういう意味では正当な理由がないこととしてもよかったかもしれないんですが、やむを得ない事情という表現にしたことの理由、正当な理由がないこととの違いは何かということをお聞かせいただければと思います。

三つ目は、取消し（在留不可）というのが、引き続き在留することが適当でないと認める場合の判断要素として、今後も支払う意思がないことが明らかというんですが、本人が発言していれば明らかですが、発言以外に何かを根拠に判断するのかどうかということです。社会通念上看過しがたいその不払の態様、滞納回数、額、期間等は、何か社会通念を示す判例とかがあったらそれで大体分かるんですが、何もない中で、一体どういうものなのかというのは、恐らくよく分からなくて、先ほどいろんなケースがあるので具体例を出すことが難しいというんですが、あまりにも不明確だと、予見可能性を欠いて適正手続上問題があるので、もっと明確にする必要があるんじゃないかと思います。

また、四つ目は、今回出ていなかったですが、事前の説明のときに、出された諸外国の例というもので、例えば、アメリカの例とかドイツの例とかが出ていたんですが、基本的には、脱税の罪の場合と税の滞納の場合は区別して考える必要があって、アメリカで納税申告を怠るというのは、これはいわゆる脱税の場合に当たると思うんですね。ドイツの故意の犯罪行為も脱税の場合で、日本でも脱税により1年を超える拘禁刑の場合は退去強制されるので、そういう場合と、納税額が決まっていて、それが納められてい

ないという滞納の場合は恐らく違って、ドイツの例にちょっと出ていた散発的又は軽微でない違反というのは、ひょっとしたらこの滞納が当たるのかもしれないんですが、この根拠条文の滞在法54条2項10号というのは、元々退去強制するときの考慮事由の一つとして挙げられていて、比較考慮して考えるというものなので、退去強制するかかどうかという、かなりハードルの高い判断の場合に使うものなので、在留資格を変更するかかどうかというような場合のものとはちょっと違うということが考えられます。

また、このアメリカもドイツも、結局社会保険などの公課の義務違反というのは、特に参考として示されていなくて、唯一シンガポールが社会保険の積立義務違反の例とされていたんですが、シンガポールはそもそも再入国許可証を5年ごとに更新する必要があるって、そこで実質的な審査をするので、そこで、そういうものが支払われていないとその期間を短くするとか、何かそういう制度であって、もともと更新が不要な日本の永住許可制度とは前提が異なっているような気がします。

移民統合政策指数というのを諸外国と日本とで比較するようなことができるものに、私は日本の報告者として関わっているんですが、今はないんですが、昔こういう永住許可の取消しの理由についての設問があったんですが、そこでは、この故意に公租公課の支払をしないということは聞かれていません。あまり諸外国では一般的ではないので、むしろそこでよく聞かれているのが国内不在期間の要件で、これは日本と同じような国もないわけじゃないけれども、大抵の国がこういうものがあって、そういう意味で、このことを考えることが肝要かと思います。取り分け「高度専門職」のこととも関係しますが、留学生の中には、「高度専門職」として短期で永住許可を取得した後に、今日本が円安の関係で、所得の高い国で働いて、老後に医療の充実した日本で暮らす人生プランを考えている人がいると聞きます。そういう関係では、社会保障制度との関連においては、この国内不在期間の要件を導入するかということを、もちろん考える必要があるような気がします。

五つ目は、直接今回とは関係ありませんが、帰化の方が原則5年で永住許可が原則10年という、日本特有ないびつな居住期間の要件を見直して原則5年とする一方で、永住許可の要件に日本語と日本の社会に関する知識の試験を導入したり、そのための日本語講習と社会講習の制度を整備することを考えることが大事かと思います。この種の社会統合プログラムは、先ほど世論においていろんな点で不安があるという話がありましたが、その不安は、要するに受入れの体制がないのに、事実上移民のような人を受け入れるのは問題じゃないかということであって、平行社会というか分断する社会を作らないためにも、こういう社会統合プログラムというのをしっかりやって、それを永住許可と結び付けるとするのが、むしろあるべき姿かと思います。

六つ目は細かいことで、取消しという言葉が二通りの意味で、2か所で使われていて、ちょっと分かりにくいなと思った点です。

大体以上です。

○野口座長 ありがとうございます。事前に近藤委員から御提出いただいていた順序に沿って、御意見でもあり、御質問でもあるかと思いますので、入管庁の方から御回答を頂けたらと思います。よろしくお願いいたします。

○安東参事官 御質問、御意見ありがとうございました。

まず最初ですけれども、冒頭説明したとおり、難民認定された者や補完的保護対象者の認定を受けた者は、在留資格取消制度の適用外ですので、そもそも考慮する必要はないと思います。

条文をお読みいただければ分かると思うんですけれども、難民認定された人や補完的保護対象者の認定を受けた方というのは、在留資格の取消制度の適用外であり、また、日本に生まれた方につきましては、資料にも書いていますけれども、それまでの在留状況などと今後の意向などを総合的に判断することになりますので、御指摘の事情についても考慮事項に入れるかどうかについて検討したいと思います。

あと、やむを得ない事情と正当な理由につきましてですけれども、正当な理由につきましては、そもそも正当な理由がある場合、条文上もそうなんですけれども、「故意に公租公課の支払をしないこと」というのは、公租公課の支払い義務があることが前提ですので、そもそも正当な理由がある場合は、論理的に原則公租公課の義務が生じていないことになっていまして、さらに「故意に」ということで重ねて規定したことで、そのような人たちを正当な理由として除かなくても、そもそも除外されているということでございます。その上で、今回ガイドラインにおいては、もっと事実行為とかも踏まえて、正当な理由に限らず事実行為等も拾えるような形で、やむを得ない事情がある場合についてはこの対象外にしたいと考えておりまして、ガイドラインで示したいと考えております。

あと、意見聴取においてというのは、本人の意思以外に何か考えるのかということですが、当然意見聴取において本人の発言もありますし、実際に市区町村から頂いた資料だったり、脱税の内容であったり、事実の調査でいろいろな資料等も収集したいと思っておりますので、そういう客観的な資料なども基に総合的に判断していきたいと考えております。

御指摘の社会通念上看過し難い場合ですけれども、当然この制度はまだ始まっていませんので、判例とかそういうものはないというのは御案内のとおりですけれども、社会通念上という言葉自体は、いろんな法律でも判例とかでも使われているところでございますので、関係省庁だったり委員の方々、あるいは地方公共団体等の意見を踏まえて、実際に具体的に明確になるようなガイドラインを作成したいと考えております。

次に、脱税と滞納処分については別だという話なんですけれども、これについては御指摘のとおり、脱税として刑罰を受けることと滞納処分を受けることは、別の手続による別の処分と認識しておりますので、当然在留資格の取消手続の中でも別の評価を受けるものと考えております。実際にガイドラインでどこまでを示していけるかは、今後関係省庁と調整したいと思っております。

国内不在期間の要件について設けた方がいいんじゃないかということなんですけれども、今回は、立法というか法改正の中に入っておりますので、今後諸外国の制度も参考にしながら、我が国、社会に適合する制度、今後の法改正の検討事項の一つとして御参考にしたいと思います。

帰化と永住許可の関係ですけれども、それは御指摘のとおりのところもありますが、

御意見については今後の制度の見直しにおいて参考にさせていきたいと考えております。

取消事由に該当するときの「取消し」という文言について、職権変更も含むので分かりにくいという御指摘については、取消しの手続の中で職権変更が出てきますので、実際にガイドラインの作成に当たりましては、混乱を招かないような形で御説明したいと考えております。

以上で、御説明終わります。

○野口座長 御説明ありがとうございました。近藤委員からいかがでしょうか。

○近藤委員 一応分かりましたけれども、明確にするというのはどの程度になるかということで、これだと全然明確じゃないので、もうちょっと明確なものを示さないと、とても皆さん不安に思うんじゃないかと思うんですが。

○野口座長 ガイドラインで明確にするの明確のレベルが分からないと、非常に重大な不利益処分なのに判断の基準が分からなくなる、適正手続的にどうか。ガイドラインで示すという御説明だったかと思いますが、ガイドラインを作る、その宿題がすごく重くなったなという感じがしています。

○安東参事官 御指摘のとおり、先ほど御説明したとおり、今後関係省庁にもお示ししまして、地方公共団体の方にも御説明しますので、実際これじゃ分からないと言われたら、おっしゃるとおり、今現在でも私どもも十分とは思っておりませんので、具体例なり、どういう形ですと分かりやすくなるのかというのは、正しく今後、地方公共団体とか現場の皆様だったり関係省庁の御意見を踏まえて、検討したいと思っております。

○野口座長 ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

よろしく願いいたします、増子委員。

○増子委員 増子でございます。資料で言いますと、7ページのところを見ながらお話をしますけれども、立案の趣旨のところにあるように、取消事由を単に公租公課の支払をしない事実があるのみならず、悪質な場合に限定をします。これは、国会での審議を通じて附帯決議もございましたし、条文にも故意にという言葉を入れたのはそういう趣旨だということからしますと、正に悪質な場合に限定をするという、その目的を達し得る判断基準でなければならないわけですが、苦心されているなというのは分かるものの、今お示しいただいている判断要素の考え方の①と②は、なかなかその目的を達し得ていないのではないかなという気がしております。

まず①ですけれども、やむを得ない事情というのはかなり限定をされるのではないかって、限定をされて解釈されるのではないかというふうなことが一般でありまして、むしろ支払をしないことに何か理由があると、そういう場合は故意ではないよねというような方向性の要件の立て方でないと、故意にというのが悪質な場合に限定したという意味なんだというのが表せていないんじゃないかなと思います。

それから、二つ目の支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないことという、この二つ目の考え方ですが、「あえて」という言葉を入れていただいていますけれども、認識していながらしないというのを「あえて」と付けても、これ、修飾語程度の意味でほとんど同じ意味だと、認識していながら支払わないというのと、認識し

ていながらあえて支払をしないというのは、ほとんど同じ意味ではないかと。少なくとも、法律を学んできた者からすると、「あえて」という言葉を入れることによって、そんなに変わる感じがしないと。

加えて、でも、「あえて」という言葉、国会でもそのように答弁をされたようですので、せっかくだからその成果を使うかといったときに、「あえて」というのはどういう意味なのかと、ただ認識していて払わないのとの違いはどこにあるのかということが説明できなきゃいけないんですけれども、その下書いてあるのは、またあえて支払をしないと書いてあって、「あえて」の説明は「あえて」でしかない、これはまた限定ができていない。そこに苦心の跡は感じるのですけれども、冒頭申し上げたように、この厳格化というか悪質な場合に限定するという目的を達し得ていないんじゃないかと。

結局のところ、②については支払能力の有無、ここだけが要件としては実質的に意味があることになっているのです。ですから、支払能力の程度をもう少し詳しく限定的に考えると、そういう方向でこの要件を絞っていくというふうなことを考えなければいけないんじゃないかなと、①、②については考えた次第でございます。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。法律家の目線から、使える判断要素にしないといけないという御指摘だったと思いますけれども、今、支払能力というのは一つ使えるんじゃないかというお話がありましたが、それ以外に、委員から何か具体的な、こんなとかという御提案があればお伺いしてみたいなと思いました。

増子委員、ありますか。判断要素を使える要素にするには、どんなアイデアがあるか。

○増子委員 そこは事前の意見書の中に、判断基準として、こういう抽象的なことではなくて、もう少し具体的なものを列挙したらいいのではないかと、こういう場合は当たらないとかいうふうなことを御提案させていただいたところです。言葉をこのように抽象的に細かくしていつてみても、なかなか難しいというのは実感でございますね。なので、変に抽象化しますと、そこから演繹的に出てくる答えというのが、当初想定したものと違うことになりがちなので、むしろ事例、類型を提示するというやり方がいいのではないかとということで意見を申し上げます。

○野口座長 ありがとうございます。具体例を挙げるというアイデアを頂きました。

いかがでしょうか、入管庁の方から。

○安東参事官 御意見ありがとうございます。7ページの中段について、②の「あえて支払をしないこと」の説明については、意味が重なっているという御指摘を事前に受けて、「あえて」という文言は落とすこととしました。

その上で、増子委員から頂いたとおり、我々も非常に判断要素の考え方というのは苦慮をしております、今、具体例を充実すべきではないのかという御提案も頂きましたので、この点について、正しく各制度、公租公課を所管する制度所管省庁だったり、地方公共団体の御意見を踏まえながら、先ほど近藤先生からも御意見あったとおり、より分かりやすい具体例というのを、より充実していきたいと考えております。大変ありがとうございました。

○野口座長 ありがとうございました。

清田委員、よろしくお願いいたします。

○清田委員 ありがとうございます。私といたしましても、外国人の受入環境の整備をしていくということと同時に、外国人の方にも法令の義務と遵守を徹底してもらうことは不可欠であって、今回一定の個別事情を勘案しながら、柔軟性を確保して取消しを明確化するということには賛成でございます。それに当たってしっかりと、近藤先生からもテストといったようなこともありましたけれども、日本語教育であったり生活オリエンテーション、法令、納税義務など、日本の社会のルールを学ぶ機会をしっかりと整備をしていただきたくお願いします。

今、皆様議論をされていたやむを得ない事情や、あえて支払をしないことは、当然客観的に把握可能な要素で判断できるように、ガイドラインを今後明確化することですが、是非現在の実態として、あえて支払わないこと、やむを得ない事情が、現場でどの程度起きているのかを示していただきたいと思います。この事案はなかなか看過しづらい水準、社会通念上おかしいなと判断される基準を、御例示を頂くよう、地方と連携をしていただきたいと思います。

例えば、その方の資産、収入や健康状態、家族帯同、指導回数などを含めて、今の違反の状況とその方の環境等を踏まえながら是非お示しを頂いて、ここはさすがにと、皆さんの納得ができるようなところの例示を努めていただきたいと思います。

私からは以上です。

○野口座長 ありがとうございます。今のところ入管庁で得ている情報があればお伺いしたいということと、地方との連携ということになるかと思いますが、いかがでしょう。

○安東参事官 ありがとうございます。御指摘のとおり、生活オリエンテーションとか、そういうところは充実したいと思いますし、正しくこの「あえて」と「やむを得ない事情」につきましては、ここに出した事例というのが、我々が想定している失業とか病気等が、「やむを得ない事情」として主に想定されるところでございますし、「あえて」につきましては、本当にエピソードベースではあるんですけども、本当に窓口に来てそういう、幾ら催促しても頑として払わないとか、そういうエピソードベースという形ではお聞きしているんですけども、御指摘のとおり、先ほど増子先生から言われたけれども、「あえて」はどういうことなんだということにつきましては、「あえて」は国会答弁でお示ししているので、具体例を実際にもうちょっと拾ってやっていきたいと思います。

○野口座長 ありがとうございます。

では、続いて堀内委員、佐久間委員の順で御発言を頂きたいと思います。

堀内委員、よろしくお願いいたします。

○堀内委員 ありがとうございます。まず、永住許可の要件を満たさなくなった場合において、取消しが可能になる形で、制度改正が図られたことについては、永住許可制度の適正化という観点から一定の評価をしたいと考えております。

先ほどから議論になっておりますけれども、ガイドラインの策定に関しましては、制度の悪用を防ぐとともに、処分の公平性や予見可能性を確保できるように、ガイドラインの適切な周知や運用に関する国民理解の醸成も併せて図っていくべきと考えています。

その上で、今回のガイドラインの策定の論点から外れますけれども、永住許可制度の適正化ということで、意見を1点申し上げたいと思います。今回、制度の厳格な運用を図られたということですが、入口部分の要件である引き続き10年というような在留期間については、諸外国をベンチマークしていくことも検討すべきではないかと考えております。また、見直しの検討に当たっては、中長期的な社会統合を図る観点も考慮する必要があると思っております。特に今後新たな育成就労制度を通じて、永住許可申請が可能になる特定技能2号へ移行する外国人の方が増えてくる可能性があります、その場合の帯同家族が日本語を理解しないといったようなことも考えられますので、一定の在留資格から永住権を取得される場合には、日本語能力や日本の文化・社会への理解といったものの浸透度を測っていくといったことも必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。佐久間委員の御発言を頂いてから、入管庁に戻したいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます、佐久間でございます。私の方も意見を提出させていただきましたが、この永住許可については、日本にとどまっていたいとする外国人にとっては、取得を希望する方が多く、有用性の高い在留資格だと考えます。昨年6月の入管法の改正及び育成就労法の国会審議において、衆議院、参議院の法務委員会での集中審議が行われました。私もリアルで、そしてリアルで聴けない場合は、家に帰ってすぐアーカイブされたyoutubeで拝聴していました。

各党からの厳しい質疑に答弁され、一つの決着というか方向性が出ているわけですが、やはり私は、外国人に「永住者」の在留資格を与える場合には、厳格な運用を図っていくことが必要だろうと考えます。特に、公租公課といわれる租税や社会保険料の未払い、素行の不良などの理由による場合、在留を継続してできるのか、十分チェックしていただいているのかどうか、「制度の信頼性」を損なうことにならないようお願いをしたいと思います。チェック機構をどのように設けていくのか、速やかに実施していただくことが必要なのではないかと思っております。納税、それから社会保険料の関係のチェックについてはマイナンバーと連動すべきと考えますが、すぐというわけにはいかず、ちょっと時間がかかるのかもしれませんが、入管庁様だけでは、なかなかできないところもありますが関係省庁と連絡を取り、しっかりやっていただきたいと思います。

それから、先ほど「通報制度」についての議論は後ほど、と申されたのですが、通報制度は、公務員の方々が実施されるということで、それに関わることの担当の部署しかなかなかできないのではないかと思いますけれども、やっぱり一般の人にそれだけ権限を与えるとすると、ここも非常に難しいところもあると思います。やはり公務員の方々も、「自分が通報した」ということで萎縮してしまうのではないかと、ということがありますので、どこまで公務員等に広げていくのか、そして、通報しやすい雰囲気という環境づくりというのが、必要になるのだらうと思っております。

あと、最後に問題提起みたいな感じで提出させていただいたのですが、国民年金の関係、そして健康保険の関係でも、よくマスコミ等ではただ乗りとか、そういうお話も聞

いています。実際に全体額からみれば外国人が利用する率はまだ少ないわけですが、自分たちが拠出している保険から保険料を支払っていないのに恩恵を受けるのはおかしいのではないかと、という感情的なものもあります。そこで、来日外国人専用の保険を作ることができないのかと考えております。ただ、これによって外国人の方々にとって保険料が高くなってしまうこともありますので、現状の年金制度、また健康保険、国民健康保険のほかに、協会けんぽをはじめ、会社独自の健康保険組合などもありこれは算出が難しいとは思いますが、外国人の方と日本人の方々と、その負担割合と赤字の度合いというか、外国人と日本人と比較すると計算が難しいかもしれませんが、明確にしていくということも必要であり、それによって保険制度というのにも企画する必要があるのではないかと考えます。御検討いただければと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

ここまでで、入管庁から何かありますか。

○安東参事官 御意見ありがとうございます。もともと近藤先生の御意見にありましてとおり、もとよりこの取消制度自体を、我々としても公租公課をちゃんと納めていれば、適正に在留していれば適用を発動するものではないので、その前段階として、オリエンテーションだったり、いろんなところでそういうガイドラインというか、オリエンテーションだったり、その社会の中での外国人の受入れの中でそういうことをやっていくのは必要だと思っております。

また、佐久間委員から頂いた中で、永住許可の適正化はおっしゃるとおりでございますし、あとマイナンバーのことに御言及ありましたけれども、令和9年から、これもマイナンバーの情報連携で中長期在留者、永住者以外の中長期在留者については、バックヤードで情報連携することで、在留期間更新とかで公租公課の履行状況とかをチェックすることにはなっております。永住の取消し自体は、イニシャルというか最初に情報を得るのが通報というか、我々は通報以外で知ることは難しいので、そこはちょっと通報制度に依拠せざるを得ないかなと思っておりますし、通報については後ほど議論いただけるということですので、後ほど御説明します。

保険につきましては、実際の制度については当庁の所管外でございますけれども、先ほど申し上げたマイナンバーの情報連携を令和9年から始めることで、現在、国民健康保険にしましても社会保険だったり年金についても、在留カードは当庁の情報と別に連携しているわけではないので、実際には、国民健康保険の未納というのが報道されますけれども、それは飽くまで一部の調査で出ている数字でございます。結局のところ国として、日本国全体として、悉皆的に国民保険がどれだけ未納だという統計とかを持ち合わせているわけではございませんので、その情報連携ができた暁には恐らく、恐らくというか統計というか、しっかりした、実際本当に外国人の未納がどれだけなのかみたいな、少なくとも国民健康保険についてはそれが分かるような形になってきますので、そうすることで正確な議論等ができるものかと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○野口座長 ありがとうございます。よろしいですか。

○佐久間委員 ありがとうございます。国民健康保険の場合は、市町村単位で運営されていきますので、全体的な統一性というのが見えないところがあります。その辺が本当に私たちも分かりにくいなと思います。また、支払の余裕がある方とか、これは公租公課の問題ですけれども、何かやむを得ない理由というのが、先ほど増子先生も御指摘のところありましたけれども、本当に見えにくいところがあって、何か使ってしまったら支払うことができないというのが、例えば、生活上のものなのかどうかというのは、これによって規則性の有無というのがどこまで判断いただけるのか。私たちにとっては、そこに使うんだったら、まず公租公課に回すことが重要ではないか、日本人だって取られるわけですから、その辺はやっぱり嚴重にやっていただきたいというのが素直なところですね。ありがとうございます。

○野口座長 ありがとうございます。

それでは、続いて四方委員、漆原委員の順で御意見を頂きます。どうぞよろしくお願いいたします。

○四方委員 私も、通報の段階で発言をさせていただこうと思ったんですけども、今、佐久間委員からも関連のお話が出たので。

まず、一般的な考え方として、今もお話があったと思いますが、また、野口座長から冒頭お話ありましたが、政策判断にかかるところが多い、したがって、政治や世論の影響も受けやすいわけでありまして、他方で、やはり人権というのもしっかり守っていかなければいけないということで、私たちの議論を踏まえて入管庁で作っていただく案としては、やっぱり不正は許さない、だけれども、人権は柔軟に配慮できるという制度設計が、一ついいのかなというのが基本的な考え方なんです。そのずるは許さないの部分で、その要件ももちろん大切でありますけれども、要件のガイドラインを決めるに当たって、結局どういう情報が利用できるのかというのに密接に関係してくるのではないかなと。ですので、入管庁が今後入手できる情報、あるいは通報に当たって、単に払っていない人がいるというだけじゃなくて、その裏付けになる情報を自治体なりがどこまで出せるのかということと関係して、このガイドラインの項目も決まってくるのではないかなと思っておりまして、そこはちょっと関係省庁や自治体との御協議に期待するしかないかもしれないんですが、そこでできるだけ情報を集めて、しっかりとこのずるについても、また個別の事情についても把握ができるようにしていただけたらな思っております。

私からは以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

漆原委員、よろしくお願いいたします。

○漆原労働法制局長 どうもありがとうございます。意見を提出させていただいてはおりますが、富高の代理として、発言をさせていただきます。

永住許可の取消しについては、取消し後に他の在留資格になるとしても、場合によっては本人、あるいは家族や子供の生活等にも大きく影響を及ぼす可能性もあることから、立法の趣旨や附帯決議も踏まえて、本当に悪質な事案であると十分に確認ができた場合に限定することが必要だと考えます。

今ほども御発言ありましたが、判断要素や通報の判断については、具体例の議論もございましたが、ガイドラインを確認すれば、どのような場合、あるいはどのような情報を基に、どのように判断すればいいのかが明確に分かる記載が必要であると考えます。その理由として、例えばこの県だとかうだけれども、こっちの県では違う回答になったなど、自治体ごとの判断、解釈にばらつきが出ないためにも、具体的な記載が必要であると思います。その上で、ガイドラインの周知を十分にしていけることが重要ではないかと考えております。

以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございます。

ここまでで入管庁からありますか。

○安東参事官 ありがとうございます。四方先生からも、情報入手に関しましては、確かにこれ、税に関しましては大変機微情報でございますので、これから関係省庁とどのような情報が提供できるのか、通報のときにどのような形でその通報を頂けるのかというのは、これから正しく詰めていきたいと思っております。あと、連合の方から頂いた明確に分かるような形、これはもう無論のこと、そのような形で、本当に現場の通報する側の、特に地方公共団体の方が困らないような形の具体的なガイドラインにしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○野口座長 そうですね、そのようなガイドラインでなければ、定める意味はないと思います。ありがとうございました。

続いて、結城委員、加藤委員の順で御発言を頂きます。よろしくお願いいたします。

○結城委員 ありがとうございます、結城です。私は意見書で透明性と予見可能性を向上させる方策が必要であるということと、予防支援策の構築に向けた方策が必要であるということを指摘させていただきました。

前者については、事例を明確化するというのと、基準を出すのが難しければ、せめて類型化をきちんとしておくこと。そのうえで、新たに出る事例をまた精査・分類していくという、余白があってもいいのではないかと思います。

今回の報告のまとめの中に出ている、通報のところで、不相当と考えられる事例が挙げられています。財産はあるものの、繰り返しの勧告に誠実に応じ今後も納付する見込みがない場合の事情に対して対応の手立てがあることも認識しておく必要があらうかと思います。難しそうな書類だから放置していたなど、本来、日本に永住を希望する人がそれではと思うところはあるのですが、事前に重要な書類であるということを周知し、当事者に認識してもらう機会が必要なのではないか。そうすると、予防支援体制の構築がとても大事になってくるわけで、例えば、早期に介入する方法と、段階的にアプローチする方法などを戦略的に考える必要もあると思います。教育啓発活動においても、地域コミュニティのリーダーとなっただけの人材に活躍していただき、予防啓発もしていただく。そういった救済と福祉制度の充実というのを、両輪のように進めていく必要があらうかと考えました。よろしくお願いいたします。

○野口座長 ありがとうございます。

加藤委員、よろしくお願いいたします。

○加藤委員 加藤です。質問一つと意見二つ、述べさせていただきます。

質問としては、資料1の①の9ページにありますけれども、職権変更、取消しの判断の考え方の四角枠囲みにある左下に、その後要件を満たせば、再度の永住許可も可能とありますけれども、その永住者に戻る際の手続において、具体的に、いわゆる新規で一般に永住許可申請出す場合と、こういった一度取り消された方がもう一度出す場合で、何か取扱いに違いをする予定とか見込みがあるのかというところと、あとは、一度取消しされて、もう一度永住者に戻った後に、また繰り返し支払がなされない事案が出てきたとか、そういった場合にどういうふうに対応していくのかといったところ、何かお考えがあればお聞かせいただければというところが質問でございます。

意見について、一つ目は、先ほど安藤様からも、多くの国民が不安感とか不満を覚えているという話ありまして、それに対して各委員の先生方からも、社会統合プログラムの具体的な議論を開始した方がいいと。実際大臣の論点整理のペーパーにも出てきた言葉でありますので、是非そこは期待したいなと思いますけれども、それに加えて、本当に多くの国民が不安や不満をどういうふうに感じているのかといったところについて、一般国民向けの実態調査を定期的に行っていただきたいというふうなことは思います。私の認識している範囲では、入管庁様の方で2年ほど前に一般国民向けの共生に関する調査を行ったかなと思いますけれども、そこを定期的に定点観測できるような形で実施していただければ、こういった議論のエビデンスにも使えてくるのかなと思いますというのが1点目です。

また、2点目ですけれども、心配し過ぎかもしれませんが、今回のこの通報に関して、通報の主体を明確化しながら周知をしていただければと思ひまして、どうしても外国人関係は、何かこう数字が独り歩きしたりとか、誤った情報が流れやすいのかなと感じていまして、国や地方自治体の職員の方だけが通報できるといったところに、当たり前のことなんですけれども、そこについてしっかりと周知いただければなと思ひました。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

御質問もいただいておりますけれども、入管庁からいかがでしょうか。

○安東参事官 ありがとうございます。まず、結城先生にいただいた予防的支援というのは、正しくそのとおりでございまして、そもそもやっぱりこの公租公課を知らない事態が生じないようにすることが一番大事だと思っております。理想を言えば、この制度ができたとしても、公租公課による取消事由がないと、適用事例がないと言えるような世界というのが、私どもとしても理想的だと思っております。

それで、加藤先生の方からいただきました再度の場合ですけれども、実際、現在の永住許可の申請に当たりまして、要するに過去の滞納歴というのは一定期間について見ております。ですので、滞納があったという事実は残ってしまいますので、現在の永住許可の要件を満たすまでは永住許可されないと、定住者等になった場合に、更新を繰り返してずっとちゃんと納税なり、公租公課、いわゆる現在の永住許可要件を満たすまでの間は、永住許可が出ないようにはなろうかと思います。その上で、一旦また永住許可をもらってから、また再度滞納をした場合は、ちょっと望ましくはないんですけれども、

基本的にはこのスキームにのっとしてやることになりますけれども、ただし、最後のそのこの正しく9ページの右側に書いていますけれども、過去の滞納歴というか、それまでの在留状況というのは当然その評価の対象になりますので、要するに、一旦滞納して在留資格変更されて、また再度そういう滞納をして繰り返す場合というのは、当然のことながら消極的には評価される要因にはなろうかと思います。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

オンラインで御参加の委員から御発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。

ロペズ委員、よろしくお願いいたします。

○ロペズ委員 外国人に関しては、自らの義務を明確に理解できる方法、そしてほかの委員の皆さんが指摘しましたように、透明性のあるガイドラインをはっきり示すことが重要だと思います。しかし、定住者が日本に呼び寄せる家族に対しては、この義務を十分伝えない場合もあります。したがって、在留資格の更新の際には、定住者に対しては、改めて「何が義務なのか」を確認して、周知するような仕組みをきちんと作ることが必要だと思います。

また、新たに導入される育成就労制度についても、将来的には、定住者資格を得た者が、家族に義務を明確に伝えないケースも想定されます。そのためには、外国人が日本に入国する前の段階で、長期的に働く、あるいは定住する場合には、「支払うべき義務は何か」ということは改めて明確に示して、より適切な制度を整備することが重要だと思います。

私自身も、これまで国内調査の中で多くの外国人、取り分け東南アジア出身の方々の調査を行ってきましたけれども、その大多数はしっかりと義務を果たしていると認識しております。ですけれども、同時に明確なガイドラインを提供することが非常に重要だと感じています。現状では、日本語の理解が不十分な方もいらっしゃるので、その方々は、自らの決まりについて理解するためには、（地域の）コミュニティ周りを通して、そこから得られる情報に頼っている方もいらっしゃいます。そのためには、政府から直接に分かりやすく正確な情報を提供することが不可欠です。

私の方から以上のコメントです。ありがとうございます。

○野口座長 ありがとうございます。

佐野委員から御発言ありますか。

○佐野委員 私の方からは、質問に対して、皆さんの御意見の中で解消されておりますので結構です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

ロペズ委員のお話をお伺いしていて、在留資格は人の動き、流れに関する資格であるから、先ほど堀内委員からも御発言がありましたけれども、資格と資格の間をつなげるような長期的な視点というのは、やっぱり重要になるのかなと思いました。

ちょっと、もう通報に入っているのですけれども、通報の判断の考え方、判断のための検討事項、通報相当と考えられる事例、不要と考えられる事例、ここも多分ガイド

ラインを作るに当たってはすごく、入管庁としては悩みどころではないかと思うのと、あと冒頭の御説明にもあったんですけれども、通報しないといけないという立場の方が戸惑わないように、萎縮をしないような通報にするにはどうしたらいいかということを入れ込んでいかなければならないところで、御出席の委員からお考えや御意見があれば伺いしてみたいと思いますが、いかがでしょう。

四方委員、何かありますか。

○**四方委員** 御指名ありがとうございます。私も自治体の立場がちょっとまだ、今までの会議で少し分からないところもあるんですけれども、基本的には、公租公課を支払わないで困るのは本当は自治体ではないかと思っておりまして、自治体ごとにどう判断されるかというのはちょっと、ひょっとしたらあり得るかもしれないなと思っていますが、多少入らなくてもどんどん来てもらいたいという自治体と、払わない人はやっぱりいてもらいたくないと思う傾向が強い自治体とか、ひょっとして現れるのか。ここは公平性の問題とちょっと関係するかもしれないですけれども、通報することができるという規定である以上は、そういうことは起こり得るのかなというのはちょっと思うところではありますね。

ですので、後押しをするためには、まずこの問題の重要性というものを、医療のところも踏まえて自治体に認識していただくと。自治体においても、積極的にずるを許すということはあまりないとは思いますが、特に、大分前からですけれども、何か個人に関する情報をほかの役所に提供すること自体に、ハードルが結構今あるのではないかなと思いますので、これ、確認を私もしなかったんですけれども、個人情報保護法との関係でも、こちらは法律でちゃんと通報ができるということになっておるのであれば、別に問題ないのではないかなと思うんですけれども、そういうことも含めて確認をしていくのが大事なのかなとは思った次第でございます。

○**野口座長** どうもありがとうございます。そうですね、すごく通報する側はハードルが高い話になってくるのかなと思います。

増子委員。

○**増子委員** 増子でございます。法62条の2には、法第22条の4第1項各号のいずれかに該当すると思料する外国人を知ったときは、その旨を通報することができるって定めておりますので、その通報の判断基準というのは、法律上は法第22条の4第1項の各号のいずれかに該当することそのものだと思うんですね。そうしますと、今このガイドラインの構成を見たときに、故意に公租公課の支払をしないの考え方を示すほかに、通報の判断の考え方を示すしますと、両者の要件があたかも異なるのかしらと受け止められる、少なくともそういう恐れがあるのではないかなという点を懸念をしております。

他方、自治体等が通報するのか、あるいは不要なのかという判断をしやすくしたいなという、その意図自体は理解はできる場所なんですけれども、それをやるとすれば本来は、先ほどの議論に戻りますけれども、故意に公租公課の支払をしないというのはどういうことなのかという、その要件自体を該当、不該当分りやすくすることによって、先ほどの自治体等が判断しやすくするとすべきであって、今はどちらも抽象的で、同じなのか微妙に違うのか、これは作り方の問題なんで、本当に実務上の問題です

けれども、まだ苦勞の途中だろうなというふうな感じがいたします。

その上で、この通報の考え方的なところをガイドラインに示すに当たって、私はどうすべきかと考えているかということ、意見書にも書きましたけれども、やはりこの通報の制度というのは、自治体の本質、自治体は何をするのかということ考えたときにはなかなか悩ましい仕組みだと、法律上こうなっていますのでそれは致し方ないとしても、非常に衝突の生ずることなんでしょうと。そうすると、やはり最終的にはこれ、各自治体が自分で判断してくださいと、法律もそういう建前ですから、入管庁が作るガイドラインというのは、こういう場合は必要ですよ、こういう場合は不要ですよというのではなくて、入管庁としては、これは間違いなく当たるでしょうというような事例はこんなですということをお示しすると、それ以外については、それこそ自治体が判断をすればいいことなのであって、入管庁が作るガイドラインというのは、そういう限定的なものなんじゃないかなと。それが、地方自治ということの関係も考えた場合に、適切な落としどころではなかろうかと考える次第です。

そう考えると、ちょっと繰り返しになりますけれども、今の判断の考え方、こうしてはどうかという検討事項は、結局先ほどと似たような話が抽象的に書かれているだけなので、書きようそのものを少し見直す必要が出てくるかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。大変重要な御指摘を頂いたと思います。

ここまででありますか、入管庁から。

○安東参事官 皆さん、御指摘ありがとうございます。通報の判断の在り方というのは非常に、増子先生の御指摘もあったように難しいところ、そもそも条文だけを読むと、思料されたときに通報するというだけなんですけれども、あえてここの考え方を設けましたのは、四方先生からも御指摘あったとおり、市区町村とすると、無制限にやっていいのか、個人情報保護というか、先ほど申し上げたとおり税というのは機微な情報ですので、その通報に当たって留意すべき事項だったり、知ったときは何でも通報するのか分からないところがありますので、そういう意味で一つお示ししているのが、一連の徴収手続の中で把握した事実の中から思料された場合と、むしろこれ、判断基準というよりか、判断のプロセスという形にはなろうかと思います。増子先生から、取消しの該当性と通報の判断の関係性が分かりにくいという御指摘もありましたので、そこも踏まえて検討したいと思っておりますけれども、通報自体については、むしろ通報判断というよりか、通報の判断のプロセスをどういう形にするのか、実際通報をするに当たって留意すべき事項、先ほど四方先生がおっしゃったような情報の範囲とか、情報提供の留意すべき話みたいなことをお書きするのかなとは思いますが、今後いずれにしても制度、公租公課を所管する関係省庁と、公租公課も様々ですので、この辺もちょっと悩ましいところがあって、いろんな省庁、それぞれやっぱり違ってきますので、詰めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○野口座長 ありがとうございました。

そのほか通報に関しまして、御出席の委員から御意見、お考えなどあれば伺いました

いと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。大変重要なガイドラインを策定するという、そういう局面でありますので、本日のこの会議での委員の意見や議論が、ガイドライン策定の議論に生かされていくということを強く願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

3 高度外国人材の受入れについて

○野口座長 それでは、続いて二つ目の議題である高度外国人材の受入れについて、菱田政策課長から御説明をお願いいたします。

○菱田政策課長 ありがとうございます。それでは議題2、高度外国人材の受入れについて説明いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。

現在、我が国において就労する外国人については、活動内容に応じて、「技術・人文知識・国際業務」や「経営・管理」などの在留資格、いわゆる就労資格を付与しております。その中でも、特に我が国の経済成長等に貢献することが期待されている高度な能力や資質をもつ高度外国人材について受入れを促進するため、平成24年に高度人材ポイント制を導入し、平成27年から在留資格「高度専門職」を付与し、平成29年に永住許可申請に要する在留期間を短縮しております。

高度外国人材の定義は、平成21年の高度人材受入推進会議の報告書において、「『国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することができない良質な人材』であり、『我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて、専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材』」とされています。

在留資格「高度専門職」は、学歴・職歴・年収・年齢などの項目ごとにポイントを設定して、合計で70点に達した場合にこれが付与されるという「高度人材ポイント制」に基づいております。

そして、「高度専門職」の在留資格には、「高度専門職1号」と「2号」の二つの区分がございます。ポイントの合計が70点に達する者はまず「1号」になり、「1号」で3年以上活動を行っていた方が、一層の優遇措置を受けられる「2号」に移行できます。また、この在留資格「高度専門職」では、外国人本人が我が国で行う活動に応じて、三つの活動類型を設けております。

1枚ページをおめくりいただきまして、2ページ目が実際の申請・審査において使用しているポイント計算表になります。青色部分に学歴・職歴・年収・年齢の配点、オレンジ色部分に15のボーナス項目、紫色部分に最低年収基準等が記載されております。

3ページ目は、高度人材ポイント制の見直しの経緯をまとめたものでございます。平成24年の運用開始以降、国家戦略特区提案などを受けて、度々加算項目の追加が図られてきたところでございます。

資料4ページを御覧ください。

ここでは、高度人材ポイント制によって、高度外国人材と認定された方が受けられる

優遇措置について説明しております。具体的な優遇措置といたしましては、一つ目が複合的な在留活動の許容、二つ目が在留歴に係る永住許可要件の緩和、三つ目が配偶者の就労、1枚おめくりいただきまして、四つ目が親の帯同で、五つ目が外国人家事使用人の帯同、そして、六つ目が在留期間「5年」の付与などになります。

続いて、6ページを御覧ください。

ここでは、高度外国人材制度の優遇措置の活用実績についてお示ししております。

続いて、7ページを御覧ください。

様々な優遇措置を講じた結果、高度人材ポイント制によって高度外国人材と認定された者は、三つの活動類型の総計で、令和6年末には累計約5万5,000人となっております。

続いて、8ページを御覧ください。

ここでは、「高度専門職1号」の在留者数の推移と、国籍・地域別内訳をお示ししております。

現行の高度人材ポイント制についての説明は以上になります。

続きまして、令和5年4月から運用を開始しました、ポイント制によらない二つの高度外国人材受入れの制度について説明いたします。

資料9ページを御覧ください。

創設した一つ目の制度でございます「特別高度人材制度」は、在留資格はそれまでと同様に「高度専門職1号」、「2号」で受け入れることとしましたが、ポイント制によらずに、シンプルに学歴又は職歴と年収が一定の水準以上であれば、「高度専門職1号」の在留資格を付与し、その後1年で「2号」に移行することを可能としたものでございます。そして、先ほど御説明しました「1号」、「2号」で受けられる優遇措置に加え、更に拡充された優遇措置が受けられます。

続いて、資料10ページを御覧ください。

創設した二つ目の「未来創造人材制度」では、将来有為な人材としての活躍が期待されるポテンシャルの高い若者を早期に我が国に呼び込むために、就労先が決定していない段階から在留資格「特定活動」を付与し、就労しながら就職活動や起業のための準備活動を行うことができることといたしました。この制度により、優秀な海外大学の卒業生であれば、我が国において最長2年間の就職活動及び起業準備活動ができることになりました。制度の対象者の要件は、三つの世界大学ランキング中、二つ以上で100位以内にランクインしている大学又は大学院を卒業して5年以内であること、そして、滞在当初の生計維持費20万円を所持していること等となっています。

この100位以内にランクインしている大学について、現在、日本の大学では東京大学と京都大学が該当しています。また、扶養する配偶者・子は在留資格「特定活動」を付与され、帯同することが可能です。

1枚おめくりいただきまして、11ページでは、新たな制度の活用実績についてお示ししています。この二つの制度により、高度外国人材の受入れが促進されるものと考えております。

この後、12ページから16ページについては、今回の政策懇談会のために、当庁に

において保有するデータを分析したものになります。そして、17ページから22ページにつきましては、経済産業省の委託調査の結果を取りまとめたものとなっております。さらに、23ページは、JETROが公表している外国人材の活躍事例を紹介しております。

次の24ページですけれども、こちらは「高度専門職」の審査処理期間の推移を示した資料になります。優遇措置として入国・在留手続の優先処理を掲げておりますところ、立証資料の追加提出が必要になる等の理由で、標準処理期間内に処理できていない事例も多くございまして、この点は課題として受け止めております。

25ページについては、各地方入管局にポイント制における加算項目の活用状況に係る所感を聞き取ったものになります。活用されていると感じる加算項目は、日本語能力、本邦大学の卒業、ランキング大学卒業でございまして、逆に活用されていないと感じる加算項目は、外国の資格・表彰等でございました。

最後に、26ページを御覧ください。

ここでは、これまで御説明させていただきました、高度外国人材の受入れに係る状況等を踏まえて、今回御議論いただきたい事項を記載させていただきました。高度人材ポイント制の導入から13年余りが経過しまして、この間、相当数の外国人が制度を利用し、高度外国人材として我が国に入国在留しております。同時に、我が国の経済社会の変化や在留外国人の増加等、制度を取り巻く環境にも変化がありました。こうした中、ポイント加算項目の増加など、制度自体も徐々に複雑になってまいりました。加えて、審査期間が長期化するなど、改善すべき課題も見られるところです。今後、優れた能力を有する外国人材を更に多く獲得し、もっと我が国にイノベーションをもたらし、我が国労働市場の効率性を高めるためには、制度の活用状況等を調査の上、基準の見直しも検討する必要があるのではないかと考えております。

国際的な人材獲得競争が熾烈を極めているところでございますが、こうした中であって、高度外国人材を戦略的かつ確実に受け入れていくため、次の二つの点について特に御議論いただきたいと思いますと考えております。

一つ目は、「着目すべき資質、評価項目の見直し・適正化」についてです。高度外国人材の資質には、例えば、即戦力性、将来性など様々なものが考えられますが、今後、どのような資質に特に着目して制度を検討すべきか、そのために、評価項目をどのように見直し適正化していくことが望ましいか、この点について御議論いただきたいと思いますと考えております。二つ目は、高度人材のニーズや経済社会の変化を踏まえ、今後、「高度専門職」に係る要件、優遇措置、在留審査手続等について、どのような方策を講じるべきか、という点です。

お示しした二つの点を中心に、制度の見直しを検討する際の視点等について、幅広く御議論いただけますと幸いです。

説明は以上となります。

○野口座長 どうもありがとうございました。

続きまして、意見交換のお時間とさせていただきます。御発言のある委員は挙手、又は名札を立てる、又はマイクをオンでお知らせいただければと思います。いか

がでしょうか。

ありがとうございます、堀内委員。

○堀内委員 ありがとうございます、堀内です。まず、「高度専門職」の制度施行から10年以上が経っており、この間、国際的な人材獲得競争が一層激化しているかと思えます。近年の経済社会や制度を取り巻く国際的な競争環境の変化についても考慮いただいて、制度の柔軟な見直しを行っていくという方向性については賛成したいと思います。

その上で、まず、高度人材ポイント制についてですが、高度人材のニーズや経済社会の変化を鑑みつつ、24ページ目にございますとおり、審査処理期間が標準処理期間を大幅に超えているとの御説明がありましたけれども、この状況を踏まえ、やはり審査基準や項目についてメリハリをつけていくことが必要だと思います。

まず、最低年収基準や年収配点表につきましては、近年の賃金上昇や諸外国の制度をベンチマーキングした年収水準の引上げを行うことも考えられるのではないかと思います。それから、審査期間の長期化の背景として、特別加算を含めたポイントの確認があるということだと、活用されなくなっている項目の見直しも検討すべきではないかと考えます。また、高度人材を積極的に受け入れていくという政府方針を踏まえ、やはり高度人材の審査処理に時間が掛かっているという状況ですので、人員を手厚く配置していただくことも、今後必要になってくるのではないかと思います。

次に、J-Findについてでございます。まずもってこの制度について、残念ながら、まだまだ海外には知られていないというところがあると思いますので、周知徹底をお願いしたいところですが、加えて、優秀な留学生の国内での定着という観点からは、見直しも必要ではないかと思っております。前回の「経営・管理」の議論のときに、OECDの魅力度調査について御紹介しましたが、外国人起業家やスタートアップの創業者の方にとっては、日本の魅力というのは残念ながら低いといったところがあります。一方で、同じ調査で、留学生から見た魅力度は、37か国中7位ということで、相対的に上位にあるという状況です。現在のJ-Findの要件では、国内対象大学は御紹介ありましたように東大、京大に限られておりますけれども、優秀な人材の活躍を後押しするということであれば、上位の成績者に限って、国内の対象大学の拡大も考えられるのではないかと思います。

それから、スタートアップに関して、「経営・管理」の要件の見直しが先般パブコメにかけられていますけれども、海外から見て、日本が外国人起業家の方の積極的な誘致という方針を転換したと受け止められないように、実態の早急な把握とともに、必要に応じた制度の見直しを行っていくことが必要だと思っております。特に制度見直しに当たっては、J-Findやスタートアップビザといった高度人材の戦略的な誘致の基盤となっている制度との接続性や特例の設定について、十分御配慮をいただければと思います。

以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

結城委員、四方委員の御意見をお伺いして、入管庁にお戻ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○結城委員 ありがとうございます、結城でございます。今回の、もともと高度人材といったときに、人と人との間に「高度」であるかどうかで線引きをするということに、非常に抵抗があります。例えば、技術レベルなど客観的な指標を置いて高度さを段階付けするは理解できます。一方で、「高度人材」という言葉は、人と人との間をある種の基準で高度であるかどうかを判断することになる。それは、不可能な行為であり、無理に行えば一面的で主観的なラベル（レッテル）になるのではないか。そういう意味では非常に慎重に、この高度人材という言葉を使わないといけないのだなというのを、日々感じているところです。

さて、高度人材のポイントについては、現在、文部科学省の施策で外国人留学生の流入・定着支援策が展開されていることを考えると、資料に出ている施策は少し古いのではないかと思います。世界大学ランキング、スーパーグローバル大学創成等々出ておりますが、スーパーグローバル事業に代わり、大学の国際化とソーシャルインパクト事業がスタートしています。今後に向けてアップデートが必要かと思います。

その例として、文部科学省が取り組む、委託事業「留学生就職促進プログラム」と「留学生就職促進教育プログラム」の認定制とをご紹介します。これは、国内の高等教育機関で学ぶ外国人留学生が卒業後も国内で就職し定着することを促す取り組みです。前者の「留学生就職促進プログラム」で委託を受けた大学は18機関あります。また、外国人留学生の国内定着に効力を発揮すると期待される教育カリキュラムを提供する高等教育機関を認定する「留学生就職促進教育プログラム」認定制度では、現在、31機関が認定を受けています認定を受けたプログラムを受講した外国人留学生を採用した場合、採用したところは、在留資格の書換えの優遇措置が受けられる仕組みになっています。

この取組の一環で、例えば本学では、日本語能力試験（JLPT）N2レベルからN1レベルを、日本語能力試験N1レベルからビジネス日本語能力テスト（BJT）J1＋レベルにステップアップするプログラムを提供しています。また、中長期にわたるインターンシップに参加することが必須となっています。実は本学も委託及び認定をいただいたのですが、その結果、4年間で日本での就職率はほぼ100%に、地方企業等への就職率が1割から6割に上がりました。参加したプログラム生の6割が修士課程や博士課程に在籍しており、まさに高度専門職人材と言えるでしょう。これらの人材は、社会的統合という観点からも活躍してくれる人材です。そういった意味で、地方にも定着する高度専門職人材というような戦略も組み込んだ、省庁連携での仕組みづくりを積極的に展開していく必要があると考えます。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。そうですね、高度人材を育てる大きな場、大学、教育機関、大学院との状況を見ながらの施策を考えていくという視点は、大変重要だなと思いました。

四方委員、よろしくお願いいたします。

○四方委員 堀内委員の御指摘の関係で札を上げさせていただいたんですが、私の方は、網羅的な調査をさせていただいた結果ではないので、大学の教員としての実感のような

ものでちょっと申し訳ないんですが、いわゆる地政学的な変化が近年大きくありまして、私の若いときなんかは、皆優秀な人はアメリカを目指せみたいな感じだったんですけども、そういう感じではなくなっている。なおかつ、アジアの国々の方々でも、母国で暮らすよりも日本の社会、文化が好きで、それで日本で活躍したいと思っている子たちが増えておるのかなというのは実感しておりまして、母国で高校生の間から日本語を勉強しておいて、学部生からもう日本の大学へ来て、修士ないし場合によっては博士までいくと。

全体からいくとそんなに大きいかどうか分かりませんが、ただ、そこそこいい人材がそんな形で来ているなというのは思っておりまして、先ほどの高度人材をどこまで見るかという話にもなるんですけども、この J－F i n d をつくられたときは、正しくトップクラスの人材ということだったのかもしれませんが、そこまではないにしても十分活躍してくれるのではないかなと思う人たちが割と目指してくれているとは思っておりまして、そういう、昔で言ったら、貧しいから何とか、取りあえず日本に行きたいというのと違って、ちゃんと優秀で、しかも日本でしっかりと勉強して、日本語も身につけて働こうという人たちは、やっぱり受け入れる方向の方がよい、いろいろまた問題があるのかもしれませんが、大勢としてはそちらで考えてよいのかなと思っておりまして、そういう意味で、高度人材のポイントだとか J－F i n d などにおいて、先ほどもありましたけれども、日本の大学でそれなりの年数勉強したりした人たちなんかも少し視野に入れていただいたら、昔と違う高度人材が日本を目指すという流れを確実にするにはいいことなのかなと思った次第でございます。

○野口座長 ありがとうございます。私も大学にいて、留学生の方と接していると、すごくそこは感じる場所であり、そういう意味では、大学の関係者として議論に関わることができるというのは、すごく大きいのではないかなと思いました。

ここまでで一度区切りたいと思いますが、入管庁からありますか。

○菱田政策課長 御意見ありがとうございます。最初、堀内委員から御指摘いただきました、審査についてめり張りをしていくということと、その審査の体制についてもよく考えていきたいと考えております。

J－F i n d、未来創造人材制度でございますけれども、こちらについて、堀内委員とあと四方委員から御意見を頂いております。この状況について御説明しますと、まず、海外で知られていないのではないかなという点でございますけれども、現状、J E T R O において積極的に周知活動を行っていただいていたたり、在外公館のホームページで案内を行ったりしていただいているようなところでございます。当庁においても、国際イミグレーションフォーラムなどの機会とか、各種の打合せの場で広報をしているところでございますが、引き続き周知を徹底してまいりたいと考えております。

それで、こちらの J－F i n d、未来創造人材制度の導入時の考え方でございますけれども、世界における人材獲得競争に負けぬよう優秀な人材を呼び込むために、過度に対象範囲を限定すべきではないという意見と、あと他方で、雇用契約がない状態でも在留ができて、かつ、就労活動を可能とするものであり、家族帯同も可能になりますので、対象範囲は一定程度限定すべきといった意見もございました。このランキングの拡大み

たいなものについては、無条件で拡大というのは避けるべきではないかと考えておりますけれども、御指摘も踏まえまして、更なる呼び込みニーズに対して、運用状況も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

あわせて、結城委員から留学生就職促進プログラムについて御紹介いただきました。こちらについては、また文科省であったり経済産業省と連携しながら、このプログラムについてもよく話を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

あと、四方委員からの、留学生から高度人材になる人も確かに多いところがございますので、そういう点も踏まえて、J-F i n dの在り方みたいなのところも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きましてオンラインからロペズ委員、会場から佐久間委員、清田委員、川村委員から御意見を頂きます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ロペズ委員 ありがとうございます。私も京都大学における外国籍の教員として発言したいと思います。

日本の大学は、日本社会を理解した人材を育て、労働市場に送り出す重要な経路になっていると私は実感しています。特に、「高度外国人材制度」は、専門的な訓練を受けて、日本語能力を持つ人材を受け入れるための重要な経済的な役割を果たしたと、そのコメントも書いてありましたけれども。ただし、日本の労働市場が求める「イノベーションを生んで、例えば、日本人と切磋琢磨するような人材」という理想と、現実の教育との間には、依然としてちょっとギャップがあると私は痛感しています。

特に理工系の分野では、少し言い難いところですが、ヒエラルキー的な教育が多くて、職場の階層文化には適応しやすい反面、創造性と自発性を特に育みにくい側面もあると感じます。少し強い言い方に聞こえるかもしれませんが、国内学生と外国人学生の双方を教えて、指導してきた外国籍教員としての立場から申し上げますと、外国人の学生からはその大学での教育経験に持つ懸念は、今しばしば耳にします。つまり、身につけた専門性、また能力と思考力を十分に発揮できるかどうか、そのことが、やっぱりポイントの一つです。その結果、大学卒業生の中には、専門職として適応する能力があっても、革新的な発想を十分に発揮できない人材がいます。こうした人材は海外に流出してしまって、せっかく日本で身につけた教育、日本語能力を身につけたのに、外国でそれを生かしてしまいます。言い換えれば、日本は教育の「飛び石」の一つになってしまうおそれがあると感じております。

皆さんも御存知のとおり、少子化によって18歳人口が今後も減少し続けて、2040年までには現在よりも13万人ぐらい少なくなると推定があります。今、大学入学者数も減ったりして、時に地方の私立大学では定員割れと統廃合が進んでしまいますね。こうした状況の中で、多能な外国籍人材としての留学生を受け入れは重要性を増しています。留学生は増加していますが、数を補うだけでは不十分であって、日本語能力、また思考力を備えた人材を戦略的に育てていく必要があります。ここで、高度外国人材政策との接点から考えますと、三つのポイントがあると思いますが、一つ目は、大学を高

度人材育成の入口としてきちんと位置付けること、二つ目は、地域大学が産業ニーズと結び付いて、外国人学生を通じて地域振興に貢献すること、三つ目は、入管政策と例えば教育政策の縦割りを見直して、大学での学習成果を正しく評価できるような仕組みを備えることが大事だと思います。

一応、すみません、ほかのメンバーのコメントに重複してしまうと思うんですけども、以上、私の方からのコメントです。ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。大学で留学生と接している教員は、多くそのように、今の御意見のように感じられているんじゃないかなと思いました。

では会場から、ちょっと整理をします、佐久間委員、清田委員、川村委員、近藤委員、加藤委員、漆原委員の順でお考えを頂きます。

佐久間委員。

○佐久間委員 ありがとうございます。高度外国人材については、結城先生のおっしゃるとおり、高度な専門技能として外国人専門職とか、そんな形の呼び方がよろしいのではないかと思います。

この制度自体というのは、「その産業にイノベーションをもたらす」とか、それから「労働市場の発展を促して、その効率性を高めるといことが期待される」という大きな目標がある制度だと思います。海外の方が日本に来ていただいて、この間、高度な知識、経験等を我が国に付与するということは非常に重要だと思います。それとともに日本の学生というか、修士まで修めた方というのも、これは一つ、やっぱり人物を見て有効に使っていかねばいけないんだろうなと思います。しかし、高度外国人も長年、年数がたってきて、いろんな制度が出てきているということで、制度自体が形骸化しているように私は思います。

ですから、この制度自体というのは高度外国人としてポイントを取得し永住者を目指す外国人にとっては、他の在留資格から永住者というのを目指すより、その定住が行えるということで、非常に目標が高いというか、取得したい制度になっているんじゃないかなと思っています。あとは年収の要件とか、ポイント制ということでやっていますけれども、私はより厳格な運用をしていただきたいと考えます。

大学の先生方、皆さんいろんな国からの研究室、ゼミなんかで受け入れていると思うのですが、やはり修士を取られた方、今、理科系なんかは非常に日本の学生も修士課程（博士前期課程）に行かれることが多くなって、海外の方もそこに行けば、母国に帰っても優位になるとか、日本でも就職が優位になるということが非常にあると思いますので、こういう制度自体を利用したいということが出てくると思うんですけれども、やはり今、修士も多くなってきています。委員の先生方の研究室の中で、優秀な学生と、そうでもない、という方たちもいらっしゃると思うんですけれども、総じてそれだけの知識を付与されて勉強されているわけです。特に博士課程の後期まで進んで勉強されて、そのあと実務にも出ていらっしゃる。そのあと、この定住者の方になるということが非常に出てくると有意義な、やっぱり産業生活にとっても有効な政策だと思いますので、是非、制度をより厳格に改訂し進めていただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、その年収要件とか、あとはその経験とか、真に先ほどの目的に沿った、そのイ

ノベーションをもたらすとか、それから労働市場の効率性をもたらすということの前提に返って、これはより厳格に運用していただきたいと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

清田委員、お願いいたします。

○清田委員 ありがとうございます。私も同様に、一定の専門性や日本語能力、日本文化への理解などある人材を受入れていくという方向に対して、非常に積極的に行っていくべきだと考えてございます。

他方で、佐久間委員からもございましたけれども、制度が複雑で見えづらいと感じるところがあり、いわゆる高度な人材は、日本人の大卒とか修士などの新卒レベルの日本人と同等の方を高度な外国人だとするのか、それとも一定の自国での研究実績であったり、高度な技術レベルがあって、日本の技術サービスをリードをしていく人材を高度な人材とするのかによって、それぞれで見るべきポイントが大きく異なるのと思っています。

今、J-Skip、J-Find、それぞれ大きく異なる要件でやっていて、正にそういうような形で、どこを重視して見るのかという点は、異なるのと考えてございます。少しそのポイント制を考えると、そこで軽重付けるというところも、アイデアの一つと思っています。

また、審査期間が、設定した期間よりも長期になっている点でございますが、果たして本当に5日とか10日というところが現実的なところなのかという、その基準となる日程の検討も含めて、体制強化という形で堀内委員からもございましたけれども、そこで是非適正化というところに取り組んでいただきたいと思っています。

私からは以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

川村委員、お願いいたします。

○川村委員 ありがとうございます。制度が見えにくいということと、結城委員から、「高度専門職」という在留資格を高度人材ということの違和感があるという御意見については、私もちょっと考えていました。加えて、この高度外国人材の制度が、労働市場の発展やイノベーション、市場の効率性という目標でいいのかどうか、すばらしいという御意見が続いたんですけれども、それも併せてちょっと疑問があるので、私が十分な理解がないかもしれないのでお教えいただきたいんです。

といいますのは、「高度専門職1号」のイ、ロ、ハとなっていますが、経営・管理がこの枠の中でいいのでしょうか。イノベーションと市場経済への発展を目指す「高度専門職」であればいいと思うんですけれども、資料を拝見していると、経営・管理だけ定着性が弱いんですね。残られる方は、やっぱり学術の方と技術の専門の方だということで、その高度な専門を有する方、また留学生たちが多いのは、イ、ロ、ハだとイ、ロなのかなと思って、ハがちょっと、位置付けがこれでいいのかと思っています。これまでの議論の中で、「経営・管理」の在留資格と「技術・人文知識・国際業務」のところの見直しの議論をしまして、私のイメージですと、「経営・管理」の方の在留資格

の要件を高めていく議論が出ていましたが、そちらの連動でさらに発展した方が現在の「高度専門職1号ハ」の経営・管理みたいな、あとプラスの収入要件とかでバーを設けて投資の在留資格をまた設定してもいいのかなとか、何か「経営・管理」の在留資格のくくりの発展系の方が、この数値とかを見ているとちょっといいのではないか思ったりしたんですね。すごいちょっと抜本的なことを言ってしまって、それが可能かどうか分からないんですけれども、高度な専門的な能力をお持ちの方で、それを特化して専門性を活かして地方に定着している方という、必ずしもダイレクトに市場の活性、イノベーションのための専門職ではないけれども、留学に来て日本の定着をされている方もおられるかと思って。

ちょっとすみません、発言が混乱しているかもしれませんが、申し上げたいことは、このイ、ロ、ハのハは別立てで、特化してもっと発展できるような形にして、イ、ロはその専門職をもすごく生かす形なふうにした方が分かりやすくなりませんか。それによって、ポイントのつけ方も変えていくとかの方が、分かりやすいのではないかと思います。すみません。

○野口座長 ありがとうございます。ここは問い掛けであると思いますので、一度入管庁にお声を頂きたいと思います。

○菱田政策課長 ありがとうございます。お尋ねは「高度専門職」の高度経営・管理活動のことかと考えております。こちらについては、ポイント計算表上も、学歴であったり職歴が長い方、そして年収が高い方については高いポイントになっておりますので、考え方としては、通常の「経営・管理」よりも、より高度なそういう活動をされている方を、イノベーション等に対して貢献をしているということで、受け入れているものであろうかと考えております。そういった意味で、川村委員がおっしゃるように、学術研究分野と専門・技術分野とは位置付けが異なるものだと考えておりますので、御意見を踏まえて、ちょっとその在り方についてもまた考えてみたいと考えております。

○川村委員 ありがとうございます。「経営・管理」の在留資格の要件を変えるという話もありましたので、このようなことを考えました。また、何かこの専門職という表現で、イ、ロの専門というのと、ハはちょっと違うスキルになってくる部分もあるということ、それでポイントも分けられているということなんですけれども、イ、ロ、ハが並んでいいのかという、懸念があります。それは、日本に留学して研究を重ねたものを特化して生かせないというようなことと、少し関連はする話の提言なんですけれども。

すみません、意見はその程度になります。

○野口座長 ありがとうございました。

では、続きまして近藤委員、よろしくお願いいたします。

○近藤委員 国外から申請するという人が少なく、国内で在留資格を変更するタイプの人が多いようなので、国外での広報活動みたいなのを、先ほどJETROで周知しているというんですが、恐らくパソナとかにも委託して何かしているんでしょうけれども、入管庁の中にそういうマッチングする、そういうコーディネーターの専門職みたいなのを置いて、その希望する高度人材の国外の人と国内の企業とをうまくマッチングすることを、例えばどこかの、JETROでもいいけれども、パソナでも、その人をむしろ入

管庁がスカウトとして専門職員を置くとか、とにかくちょっとそこを強化して広報活動をもっとしっかりしないと、せっかくこのプログラムがあってもあまり使えないということになるので、そこを御検討くださいというのが一つです。

あとは、入管庁の所管ではないんですが、先ほど出ていたOECDの魅力度ランキングで、留学生はまあまあといっても、高学歴労働者とか起業家にとっては、やっぱり日本は魅力的でないとされるその要因は、家族にとっての環境の側面が大きいそうで、その中で、配偶者の就労可能性は多分そんなに問題がないんだと思うんですが、一番魅力が落ちるのは、子供の国籍取得の容易さが魅力度には影響していて、日本は、他の国のように、例えば永住者の生地主義だとか、そういうものがないし、またヨーロッパだと、その国で育った子供が大人になるときに、届け出ると国籍が取得できるとか、そういう形で、それは多分複数の国籍を持てるとか、そういうこともあるんですが、そういう国にいと、例えば、どこかへ行って働くとかといっても、子供のことを考えると、子供の将来にとってそれが魅力があるかということも考慮要素になります。日本に来ると子供の将来にとってあんまり魅力がないということが、多分日本にこういう人たちを引きつけることができない理由の一つなので、そこも、将来的には考える必要があると思います。

また、シート16のデータで、結局出国している人がかなりいて、特にハの人は40.8%出国しているという、とても多い割合で出国していくんですが、要するに、外国人との共生施策をしっかりするとか、とりわけ子どもの教育環境の整備をする必要があります。あとは住居差別を受けるという人が多い、それとか職場での差別もあるとか、何かそういうところに向けた法整備が必要です。一言で言うと、差別禁止法みたいな法律がない国には、あまり「高度専門職」の人は定着しないのではないのでしょうか。先進国には大体ある中で、私がどこかの国の専門家だとして日本に来るかということ、よくよく考えると、差別禁止法のない国で住むのはちょっと怖いという感じがします。ある程度住んでみて、よく実態が分かってくると、ちょっとそこが日本の問題点で、そういう意味で魅力がないということになるので、そういうところの整備ということ併せてやっていかないと、ちゃんと定着してくれたり、受け入れてたりがしにくいんじゃないかと思います。高度な専門職の人をもっと受け入れて、日本の生産性を上げていくことを本気で考えるなら、そういう環境整備を考えることが必要だと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。大変重要な御指摘を頂いたと思います。

加藤委員、よろしくお願いいたします。

○加藤委員 時間のなかで恐縮ですけれども、評価項目の見直しについてと、あとさらなる戦略的な呼び込みについて、ちょっと2点ずつ述べさせていただきます。

評価項目の見直しについては、経産省の委託事業の調査結果で、22ページ目の下の方で出ていますけれども、やはり制度が分かりづらかったり、簡素化してほしいといったお声があるというところで、25ページ目に、各地方局の所感というところであるんですが、実際にどういう項目で点数を積み上げて70点とか80点になっているのかというところが、情報管理上難しいのかもしれないんですが、そこを見直して

いくことによって、データとして、エビデンスとして見たことで、実際ほとんど使われていないボーナスポイントとかがあれば、そこを統廃合を含めて議論をして、極力シンプルな形にしていくということは目指せるんじゃないかなと思ったのが1点です。

評価項目の2点目については、事前に御提供いただいた資料でも、諸外国の事例でカナダとかオーストラリアの事例が出ていましたけれども、同じポイント制とはいっても、日本はやはり前提条件として内定があったりとか、既に日本で仕事に就いているということが必要とされる仕組みで、需要主導型のポイント制度と言われているかなと思いますけれども、カナダやオーストラリアはそもそもちょっと成り立ちが違うところもあるかなと思いますので、諸外国の評価項目のアイデアとしてはすごく参考になる部分あるかなと思いますけれども、実際、日本にそのまま当てはめられるかどうかといったところは、慎重に議論していただければなというところが2点目です。

さらなる戦略的な呼び込みについてというところで、一つ目が資料の14、15ページ辺りでも出ていますけれども、やはり今「高度専門職」でいらっしゃる方々の入国時の在留資格が、「技術・人文知識・国際業務」であったり「留学」が大半だというところ、そこからの切替えが大半だということと、また先月末に厚労省から出た外国人雇用実態調査の結果を見ると、「留学」から直接「高度専門職」に変えるというケースも10%いるというところが出ていますので、更にポイント制度を活用していくためには、企業への周知というのももちろんあるかなと思いますけれども、その前の時点の大学への周知といったところが重要になるのかなと思いますので、潜在的に「高度専門職」の在留資格の取得可能性が高いにもかかわらず、この制度を知らないがゆえに使われていないといったところが、もったいないのかなと思いますので、そういった方々向けにも周知を、大学向けにいただければなといったところが1点目です。

あと最後、すみません、長くなりまして。2点目ですけれども、昨年、OECDがまとめた日本の移住労働者政策に関するレビューの報告書の中でも、このポイント制度は扱われていて、特に日本の課題としては、先ほど来あったところですが、JETROがやっている高度外国人材活躍推進ポータルと入管庁のページがあったり、外務省のページがあったりというところで、情報が一元化していないといったところが指摘されているかなと思います。海外からの直接「高度専門職」で入ってくるというケースを伸ばしていくためにも、この一元化というのはなかなか、各省庁間の調整があって難しいところかもしれませんが、その報告書では、ドイツのMake it in GermanyとかスウェーデンのWork in Swedenとか、そういった具体的な諸外国の事例も載っているようでしたので、そういったところも参考にしながら、極力受け入れる企業と外国人が、ここに行けばすべて情報そろっているよねという状態を目指せると、よりよいのかなと考えています。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

漆原委員、よろしくお願いいたします。

○漆原労働法制局長 時間のないところ大変恐縮でございます。まず、制度の見直しという観点からすれば、現在の最低年収基準300万円というのは低いのではないかと考え

ております。令和５年だと、労働者の平均給与は４６０万円ですので、それを下回っているレベルで高度外国人と果たして言えるのかどうかと考えると、給与は労働力の価値を図る最も基準的な指標ですので、ポイントの計算に当たっては、年収に比重を置いた制度にしてはどうかと考える。

また、高度外国人材の定義において、代替することができないとか、産業にイノベーションをもたらすというような規定があります。資料の中にJETROのメッキの関係のデータがありましたが、果たして人手不足や人材難というのが代替することができない理由になるかという疑問があり、制度の目的を十分に達成できる基準にすべきであると考えます。本当に高度外国人の受入れが、我が国の産業の発展に好影響を及ぼしているのかなどの調査も、必要なのではないかと考えております。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

ちょっとだけ今日、延長させていただくことにして、オンラインから佐野委員、よろしくお願いいたします。

○佐野委員 佐野です。ただいまの漆原委員のご意見とかなり近い部分がありますが、「高度専門職」が近年非常に増えております。その高度専門技術分野の中身について伺いしたいと思います。

学歴や年収の基準という点では、例えば学部卒や修士課程修了の留学生が対象となった場合、年収は３００万から４００万程度になるのではないかと思います。その意味では、外国人労働者の中では相対的に高度な人材といえる一方で、イノベーションを起こす、世界から高度専門職を呼び込み国際競争を高めるという観点からいうと、やはり当初の目的を達成できていないんじゃないかと思います。そこで、質問としては、高度専門技術分野の方の基本的な特徴についてお聞かせください。例えば、博士号を持たれている方は何%ぐらいいらっしゃるのか、年収１，０００万円を超える方どのくらいいるのか、日本人と比べても、やはり高度だといえる方はどのくらいいらっしゃるのか、質問させていただきます。

以上です。

○野口座長 ありがとうございました。

御質問を頂きましたので、そのお答えも含めて、ここまでのリプライを頂けたらと思います。よろしくお願いいたします。

○菱田政策課長 ありがとうございます。それでは、質問の点から先にお答えさせていただきますと、まず年収の下限金額については、平成２４年制度導入当初から設定されているものでございます。下限金額の決定方法については、高度外国人材として優遇措置を講じて受け入れるのであれば、少なくとも日本人の平均年収を上回るものであることが必要ということから、厚生労働省の賃金構造基本統計調査を基に、年代別で設定をしていたという経緯がございます。いずれにいたしましても、その後時間が経っておりますので、その基準等についての必要な見直しは、今後検討して参りたいと考えているところでございます。

それ以外、御質問ありがとうございます。まず、近藤委員から御指摘のありました、

入管庁の中にマッチングをする人を置いてはどうかというところでございますけれども、この点については、所管的には職業紹介ということになってくると厚生労働省の所管にはなるのですけれども、そこは、また厚生労働省ともよく相談してまいりたいと考えております。

あと、子どもの帯同の点で、魅力につながるという点については、こちらも入管行政だけではちょっと判断できないところでございますが、他方、受入れ環境整備についてしっかり対応していきたいと考えております。

あと、出国される方が、イ、ロ、ハの中で、高度経営・管理分野の方に多いのではないかという点についてでございますけれども、恐らく何らかの事業を海外ですのために出国されているのではないかと考えているところですが、この点についても、今後見直しをする際には、よく分析・検討をしてみたいと考えております。

加藤委員からの制度が分かりにくいということと、あと、ボーナスポイントの活用状況を見てはという点についても、その点はおっしゃるとおりかと考えておりますので、シンプルにできればいいなと考えているところでございます。

大学で学ばれている方で「高度専門職」に行くという方について、大学側の周知という点についても、また文部科学省とよく相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

今期の政策懇は、事前意見募集制度というのを取っているんですけれども、事後も妨げませんので、今日の御議論を踏まえて、追加で御意見があるようでしたら是非お寄せいただきたいと思います。資料に織り込んでいただけるようお願いしてまいりたいと思います。

4 外国人の受入の基本的な在り方の検討のための論点整理の報告について

○野口座長 私からのまとめのパートは省いて、ちょっともう延長しておりますので、最後に、入管庁から御報告事項があるとのことですので、菱田政策課長から御報告をお願いいたします。短めをお願いします。

○菱田政策課長 ありがとうございます。それでは、議題3の外国人の受入の基本的な在り方の検討のための論点整理について報告させていただきます。

資料3の概要資料を御覧ください。

人口減少及び在留外国人数の増加が加速度的に進む中で、今後日本の総人口における外国人の比率が10%台となるとの指摘等がございますところ、そうなった場合の事態を予測・検討し、外国人の受入の基本的な在り方を検討する必要があるのではないかと問題意識の下、本年2月から鈴木法務大臣の下で私的勉強会を開催し、経済学、社会学、諸外国の外国人の受入れ政策、自治体の現状等に精通した有識者の方々から様々な御意見をお聞きするなどしつつ、検討を重ねて参りました。その結果として、8月29日に公表されたものが、お手元の資料となります。

資料の1ページ目、左側を御覧ください。

①については今申し上げましたとおりですけれども、②は現行の外国人受入れ制度に

については、現状いわゆる二分論の下に、外国人受入れを進めていること、育成就労、特定技能以外の在留資格では基本的に受入れ上限等を設定していないことなどに触れ、③現状に対する課題等については先に述べた問題意識の下、外国人比率が10%台になるとの予測等を真剣に見据えた上で、今後の外国人の受入れの基本的な在り方について、中長期的かつ多角的な検討を行う必要があることなどについて記載しております。

次に右側の資料を御覧ください。

④以降では、外国人の受入れの基本的な在り方の検討のために必要な論点の中間的な整理をしております。今後の外国人の受入れに当たって考えられる視点として、七つの観点を挙げております。外国人の受入れの在り方を検討するには、出入国及び在留管理の観点のみならず、こうした様々な観点を踏まえて、中長期的かつ多角的な検討を行う必要があるのではないかと考えております。

続いて、次のページ、⑤検討項目を御覧ください。

今後の検討項目としては、1、出入国及び在留管理上の当面の課題、2、外国人の受入れの在り方に関する検討課題の、大きく二つに分けて整理いたしまして、後者につきまして、出入国及び在留管理の観点を前提としつつ、中長期的かつ多角的観点から、外国人の受入れが社会経済に及ぼす様々な影響等の把握に必要な調査方法、内容の検討、実施等により、外国人の受入れの在り方についての総合的な検討を開始することを記載しております。

最後6として、総括としてこうした検討を進めることにより、国民の安全・安心、日本の経済社会の活力、力強く持続的な成長に資する出入国在留管理行政を実現することが重要であると結んでおります。

ここまで論点整理の概要について御示しましたところ、この論点等を踏まえながら今後の外国人の受入れの基本的な在り方の検討を行うために、8月29日当庁内に外国人の受入れの基本的な在り方の検討のためのPTを立ち上げました。同PTにおいては、本論点整理で検討課題とした外国人の受入れの在り方に関する検討課題について、出入国及び在留管理の観点から必要な調査、検討を可能な限り進めていくとともに、関係省庁とも緊密に連携しつつ、論点整理の深掘りをしていく予定です。また、こうした調査検討を進めるに当たっては、本政策懇談会においても御議論いただき、委員の先生方から御助言を賜りたいと考えております。

今回の政策懇談会においては報告事項にとどまりますが、10月に予定している次回の政策懇談会において、本論点整理の内容を踏まえながら、外国人の受入れの在り方について御議論いただきたいと考えております。御議論に向けた資料については現在作成中でございますので、追ってお示しさせていただきます。

報告は以上になります。

○野口座長 ありがとうございます。法務大臣自らこのように積極的に勉強会を開いてくださり、その御報告を我々にいただいたということに、感謝の思いでいっぱいになっております。ありがとうございます。

我々が議論できるのは次回10月の懇談会ということです。

では、本日の意見交換はここまでとさせていただきます。事務局から次回の開催予

定等についての御説明をお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。次回は、議題を在留支援及び外国人の受入れの在り方とし、本年10月23日木曜日に開催することを予定しております。詳細につきましては、追って連絡を差し上げます。

事務局からは以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

5 閉 会

○野口座長 それでは、これをもちまして出入国在留管理政策懇談会第7回会合を終了いたします。本日もどうもありがとうございました。

—了—